

令和4年度労働報酬下限額について

足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号）第9条第1項の規定により、令和4年度に締結する公契約条例適用契約等における労働報酬下限額を定めたので、同条例第9条第3項の規定により告示する。

令和4年2月21日

足立区長 近藤 弥生



1 足立区公契約条例第9条第1項第1号に規定する契約に係る労働報酬下限額

(1) 職種別労働報酬下限額

〔単位：円（1時間当たり）〕

NO.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,780
2	普通作業員	2,430
3	軽作業員	1,755
4	造園工	2,430
5	法面工	3,050
6	とび工	3,140
7	石工	3,072
8	ブロック工	2,847
9	電工	2,892
10	鉄筋工	3,105
11	鉄骨工	2,892
12	塗装工	3,285
13	溶接工	3,522
14	運転手（特殊）	2,768
15	運転手（一般）	2,285
16	潜かん工	3,420
17	潜かん世話役	4,028
18	さく岩工	3,477
19	トンネル特殊工	3,308
20	トンネル作業員	2,790
21	トンネル世話役	3,780
22	橋りょう特殊工	3,420
23	橋りょう塗装工	3,510
24	橋りょう世話役	4,005
25	土木一般世話役	2,870
26	高級船員	3,432

NO.	職 種	労働報酬下限額
27	普通船員	2, 712
28	潜水士	4, 658
29	潜水連絡員	3, 285
30	潜水送気員	3, 207
31	山林砂防工	3, 027
32	軌道工	5, 255
33	型わく工	2, 960
34	大工	2, 880
35	左官	3, 117
36	配管工	2, 645
37	はつり工	2, 825
38	防水工	3, 365
39	板金工	3, 218
40	タイル工	2, 629
41	サッシ工	2, 892
42	屋根ふき工	1, 909
43	内装工	3, 150
44	ガラス工	2, 892
45	建具工	2, 795
46	ダクト工	2, 577
47	保温工	2, 555
48	建築ブロック工	2, 712
49	設備機械工	2, 588
50	交通誘導員A	1, 755
51	交通誘導員B	1, 565

※ ただし、令和3年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額とする。

- (2) (1)のうち、労働者等の合意の下、見習い、手元等の労働者と使用者が判断する者の労働報酬下限額

[単位：円（1時間当たり）]

労働報酬下限額	1, 365
---------	--------

※ ただし、令和3年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額とする。

2 足立区公契約条例第9条第1項第2号に規定する契約に係る労働報酬下限額

[単位：円（1時間当たり）]

労働報酬下限額	1, 094
---------	--------

※ 令和3年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額についても同額とする。
ただし、平成26年度及び平成27年度に締結した契約に係る労働報酬下限額については、東京都の最低賃金額とする。

3 足立区公契約条例第17条の規定により同条例の適用を受ける指定管理者との協定に係る労働報酬下限額

(1) 足立区内に存する施設

[単位：円（1時間当たり）]

NO.	職 種	労働報酬下限額
1	有資格者の保育士	1, 194
2	有資格者の保育士以外の職種	1, 094

※ 令和3年度以前に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額についても同額とする。

ただし、平成26年度及び平成27年度に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額については、東京都の最低賃金額とする。

(2) 足立区外に存する施設

単位：円（1時間当たり）]

NO.	施設名称	労働報酬下限額
1	足立区日光林間学園	911
2	足立区鋸南自然の家	953

※ 年度途中に各施設が所在する県の最低賃金額が改正され、労働報酬下限額が改正後の最低賃金額を下回った場合には、その効力発生日以後の労働報酬下限額は、改正後の最低賃金額とする。

なお、適用するのは今後公募する指定管理者に対してとする。